

「すこやかあきた夢っ子プラン」 次期計画の骨格について

平成26年4月22日

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会
(秋田県版子ども・子育て会議)

秋田県の子育て支援に係る計画の体系



※根拠となる次世代育成支援対策推進法は平成26年度末までの時限立法であったが、平成26年4月の法改正により平成36年度末までの延長が決定した。

1 次期計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第62条に基づく秋田県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく秋田県行動計画、秋田県子ども・子育て支援条例第8条に基づく基本計画として、現行の「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画となるもの。

2 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

3 次期計画の記載項目

記 載 項 目	根拠等
第1部 総論	子ども・子育て支援法 基本指針
I 次期計画について ・ 趣旨・法的位置づけ、検討過程等	
II 秋田県における子ども・子育て支援の基本理念 ・ 子どもの育ち及び子育てをめぐる現状や子ども・子育て支援の意義など	
III 秋田県における子ども・子育て支援の実施に関する基本的考え方 ・ 子ども・子育て支援施策の実施方針等	

記 載 項 目	根拠等
第2部 各論	
<p>I 教育・保育、子育て支援の総合的かつ計画的な提供</p> <p>1教育・保育提供にかかる県設定区域</p> <p>2教育・保育の量の見込及び教育・保育の提供体制の確保とその実施時期</p> <p>3教育・保育の一体的提供及び当該教育保育の推進</p> <p>4特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上</p> <p>5子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県の施策と市町村との連携</p> <p>6市町村区域を超えた広域調整</p> <p>7教育・保育情報の公表</p> <p>8労働者の職業生活と家庭生活との両立</p>	<p>子ども・子育て支援法</p> <p>県計画必須事項</p> <p>県計画任意事項</p>

記 載 項 目	根拠等
第2部 各論	
<p>Ⅱ 地域の教育や保育、子育てを支援する施策の展開</p> <p>1 地域の子育てサポート体制の整備</p> <p>2 子育てへの経済的支援</p> <p>3 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保</p> <p>4 次の親世代に対する支援の強化</p> <p>5 心と体の健康増進</p> <p>6 子どもが成長自立するための教育環境の整備</p>	<p>次世代育成支援対策推進法、県子ども・子育て支援条例、第2期あきた元気創造プランなど</p>
<p>Ⅲ 計画の点検・評価</p>	<p>子ども・子育て支援法県計画任意事項</p>